

本庄上里学校給食センター学校給食調理等業務委託

公募型プロポーザル実施要項

本庄上里学校給食組合

1 目的

この要項は、安全で安心な学校給食の提供を継続的に実施していくため、本業務に対する資質、経験、能力等が優れた者を、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により選定するために必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1)業務名

本庄上里学校給食センター学校給食調理等業務委託

(2)業務場所

①施設名 本庄上里学校給食センター(以下「センター」という。)

②所在地 埼玉県本庄市小島南1丁目8番1号

(3)業務内容及びリスク管理、費用負担

本庄上里学校給食センター学校給食調理等業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。

(4)履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

(5)見積金額の上限額

11億860万円(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

※消費税込み(10%)の場合、**12億1,946万円**。

※上記の上限額は契約金額を示すものではない。また、上限額を超えての提案は失格とする。

※契約締結日から令和8年3月31日までは準備期間とし、業務委託料は発生しない。

3 スケジュール

実施項目	期日等
実施の公告(募集要項の公表)	令和7年9月16日(火)午後1時
仕様書等関係書類の配布	令和7年9月16日(火)午後1時から
施設見学受付期間	令和7年9月17日(水)午前9時から 9月22日(月)午後3時まで
施設見学日時	令和7年9月26日(金)午後3時30分から
質問書の受付期間	令和7年9月29日(月)午前9時から 10月1日(水)午後3時まで
質問書の回答	令和7年10月6日(月)
参加表明書の提出期限	令和7年10月16日(木)午後5時まで
提案書及び添付書類の提出期限	令和7年10月28日(火)午後5時まで
プレゼンテーション実施日時の通知	令和7年10月31日(金)
プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年11月10日(月)から11月14日(金)
選定結果の通知	令和7年11月21日(金)
仕様内容に関する打合せ	令和7年11月25日(火)以降
契約締結	令和8年1月上旬
業務開始	令和8年4月1日(水)

※注意事項

- ①提出期限等における受付時間は、特に指定しているもの以外はいずれも平日(月曜日から金曜日。祝日を除く。)の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までの間とする。
- ②書類等の提出方法は、各項目所定の方法で行うこと。
- ③参加事業者から提出された書類については、プロポーザルの結果に関わらず、返却しない。
- ④書類の作成や提出に係る費用は、参加事業者の負担とする。

4 公募型プロポーザル方式による事業者選定の採用理由

本庄上里学校給食組合(以下「組合」という。)では、「本庄上里学校給食組合学校給食基本計画」に定める「食を通して子どもたちの心身の健全な育成を図る。」を基本理念として学校給食の提供に努めている。

この基本理念を踏まえ、安全で安心な学校給食の提供が継続的に実施できるよう、本業務に対する意欲、資質、経験や能力等が優れた事業者を募り、その中で最も優れた事業者による業務委託を実施するため、公募型プロポーザル方式による事業者選定を採用するものとする。

5 参加資格要件

プロポーザルの参加資格は、公告日を基準として、次に掲げる要件をすべて満たす事業者とする。

- (1)法人格を有し、本業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (3)国・市(区)町村税に滞納がないこと。
- (4)本庄上里学校給食組合物品等競争入札参加資格者名簿において「給食業務」を希望する者であること。
- (5)本件プロポーザルの公告日から契約締結日までの間に、組合において物品等の契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (6)学校給食法(昭和29年法律第160号)並びに学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに文部科学省の定める「学校給食衛生管理基準」、厚生労働省の定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」を厳守した業務が遂行できること。
- (7)小学校又は中学校を対象とする学校給食センター若しくは共同調理場において、1日6,600食(1調理場)以上の調理業務委託実績を3年以上有し、かつ現在もその該当する施設での調理業務契約を締結していること。
- (8)過去5年以内に学校給食業務又は大量調理施設において、食品衛生法(昭和22年法律第233号)の営業停止処分を受けていないこと。
- (9)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

- (10) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (11) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。
- (12) 製造物責任法(平成 6 年法律第 85 号)の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないこと、及びその利益となる活動を行っていないこと。

6 失格要件

次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの事項に該当する場合は、本件プロポーザルへの参加資格又は受託候補事業者(14 の説明を参照のこと。)としての決定を取り消し失格とする。

- (1) 参加資格要件を欠く者となった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載が発覚した場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) その他本要項及び募集要項に違反すると認められた場合

7 施設見学

施設見学を希望する事業者については次のとおりとする。

- (1) 施設見学の受付期間は令和 7 年 9 月 17 日(水)午前 9 時から 9 月 22 日(月)午後 3 時までとする。
- (2) 申込方法については、法人名、住所、連絡先及び参加者全員の氏名を記載したものをセンターへ電子メールにて提出するものとする。なお、電子メール送信後、受信確認のためにセンターまでその旨を電話連絡すること。
- (3) 施設見学日時は令和 7 年 9 月 26 日(金)午後 3 時 30 分からとする。
- (4) 調理室等に入場する者は、直近 1 か月以内の検便検査結果(検査項目：赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌血清型 O-157)を当日に提出すること。また、汚染作業区域用及び非汚染作業区域用の 2 種類の清潔な衣服(白衣及び帽子)、マスク並びに 2 種類の調理用靴を各自用意すること。
- (5) 参加人数は 1 事業者につき 3 名までとする。
- (6) 見学時はセンター職員の指示に従うこと。
- (7) 施設見学では、実施要項等に関する質疑は一切受け付けない。
- (8) 感染症予防のため、当日に発熱、咳、倦怠感等の症状、結膜炎、嗅覚・味覚障害がある者は出席できないこととする。なお、当日に検温を実施すること。

8 質問の提出及び回答

本件に関する質問がある場合は次のとおり提出すること。

- (1) 質問の受付期間は令和 7 年 9 月 29 日(月)午前 9 時から 10 月 1 日(水)午後 3 時までとする。
- (2) 提出先はセンターとする。

- (3) 質問の提出方法については、質問書(様式1号)に内容を簡潔に記載し、電子メールにて提出すること。
- (4) メールの件名は「プロポーザルに関する質問(事業者名)」とする。なお、電子メール送信後、受信確認のためにセンターまでその旨を連絡すること。
- (5) 回答については、令和7年10月6日(月)にセンターのホームページ上に掲載する。電話及び口頭等の個別対応はしない。また、無用な混乱を招く恐れがあると判断した場合は、回答しないことがある。

9 参加申込

- (1) プロポーザルへの参加申込を希望する事業者は、公告日を基準とする次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - ① 参加表明書(様式2-1号)
 - ② 参加資格要件確認書(様式2-2号)
 - ③ 履歴事項全部証明書(提出日前3か月以内のもので現状を反映しているもの)
 - ④ 国・市(区)町村税に滞納がないことの証明書(原本各1部)
 - ア 本社所在地所管の税務署で発行する法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書(税務署所定様式：納税証明書その3の3)
 - イ 本社所在地の市(区)町村で発行する法人市(町)民税、市(町)県民税(特別徴収分)、事業所税、固定資産税(土地、家屋、償却資産)、軽自動車税の滞納がないことの証明書
 - ウ 本庄市内又は上里町内に支店、営業所を有し、本庄市又は上里町から課税されている法人については、法人市(町)民税、市(町)県民税(特別徴収分)、事業所税、固定資産税(土地、家屋、償却資産)、軽自動車税の滞納がないことの証明書
 - ⑤ 「5 参加資格要件(7)」に合致することを証する書類(契約書の写し、仕様書等)
 - ⑥ 生産物賠償責任保険等に参加していることを証する書類
 - ⑦ 会社概要(沿革、組織、年間売上高、決算状況、支店、営業所等がわかる書類。パンフレット等可)
- (2) 提出期限は令和7年10月16日(木)午後5時までとする。なお、期限を過ぎての提出は受け付けないものとする。
- (3) 提出部数は1部とする。
- (4) 提出先はセンターとする。
- (5) 提出方法は上記提出先に持参又は郵送等とする。郵送等の場合は提出期限までに必着とする。

10 業務提案書の作成要項等

参加事業者は、次に定める項目についての業務提案書及びその他提出書類を作成し、所定の方法により期日までに提出しなければならない。なお、業務提案書の提出は、1事業者につき1案とする。

(1) 提出書類及び内容は次に定めるとおりとする。

①様式 3-1 号 業務提案書

原本 1 部に代表者印を押印すること。

②様式 3-2 号 学校給食業務全般に関する提案

- ・ 基本的な考え方について(姿勢、理解度、意欲等)
- ・ 安全で安心な給食提供について(技術、法令知識、実績等)
- ・ 質の高いおいしい給食の提供について(人材、技術、最新情報等)
- ・ 安定した配缶について(各校への配缶量(汁・具材等)安定化に関する取り組み)
- ・ 経費の軽減、削減の実績と提案について(光熱水費等の軽減実績、提案、食材の廃棄量、残食等削減の実績・提案、施設設備の長寿命化に対する取り組み)
- ・ 児童・生徒の食育への協力について

③様式 3-3 号 調理業務体制に関する提案

- ・ 人員の配置について(適正人数の設定、有資格者等配置)
- ・ 人材の確保(適正人数の確保)
- ・ 人材の育成、明るい職場づくりについて(育成方針、地元雇用等、責任者及び従事者の能力確保、休暇代替等福利厚生の実施、長期休暇期間等の作業及び勤務体制)
- ・ 組織内部の指揮系統・連絡体制・連携について(指揮系統図、事件や事故発生時の連絡体制、休職等による人員不足時の補充)
- ・ センターとの連携について(連絡体制、定期的な打合せの実施)

④様式 3-4 号 衛生管理に関する提案

- ・ 基本的な考え方について(文科省、厚労省、H A C C P 等の基準の理解と実践、マニュアル等自社の方針)
- ・ 管理体制について(チェック体制理解と実践、マニュアル等自社の方針の確立、食中毒・ノロウイルス等対策、当センターでの提案)
- ・ 清掃に関する考え方について(調理場内・外での衛生管理の徹底)
- ・ ドライシステム・ドライ運用の実践について(ドライシステムへの理解、ドライ運用の実績等)

⑤様式 3-5 号 危機管理に関する提案(業務継続計画)

- ・ 調理・配缶に関するものについて(調理中の事故・ミスの予防、発生時の対応、食中毒・異物混入等の予防、発生時の対応、苦情対応)
- ・ 配送に関するものについて(配送事故・ミスの予防、発生時の対応、安全走行に関する取り組み)
- ・ 安全衛生管理について(職員の職場での安全確保、健康維持等)
- ・ 災害、感染症等の対応について(風水害等災害発生時の対応、感染症(新型コロナウイルス等)への対策)

⑥様式 3-6 号 研修・教育体制に関する提案

- ・ 調理員、配送員の研修等について(安全衛生、危機管理の徹底、実施内容、方法、回数等)

⑦様式３－７号 見積書

※令和８年度から５年間の業務委託の合計額を記入し、その内訳についても記入すること。積算内訳書においては、そのもととなる単価や工数(人数、日数)等を記載し、見積書に添付すること。

⑧添付書類 学校給食業務実績

・過去３年間の業務実績について(当センターと同等レベルの埼玉県及び他自治体の過去３年間(令和４年度、令和５年度、令和６年度)の主な業務実績)

(２)用紙及び書式については次のとおりとする。

①Ａ４判縦、横書き、左綴じで作成し、添付資料はＡ３判折り込み可とする。

②様式３－２から様式３－７まで、各ページの下段にページ番号を通して記入すること。

③業務提案書の様式ごとに見出し(インデックス等)を付けること。

④添付書類を含め、Ａ４版フラットファイルに綴じて提出すること。なお、表紙及び背表紙に「本庄上里学校給食センター学校給食調理等業務委託」及び「法人名」を記載すること。

(３)提出部数は原本を１部とし、その複写を１１部とし、合計１２部を提出すること。

(４)提出期限は令和７年１０月２８日(火)午後５時までとする。なお、期限を過ぎての提出は受け付けないものとする。

(５)提出先はセンターとする。

(６)提出方法は上記提出先に持参又は郵送等とする。郵送等の場合は提出期限までに必着とする。

(７)業務提案書の提出期限以降の書類の差し替え、追加及び再提出は認めない。ただし、組合から要請があったものはこの限りでない。

(８)業務提案書はプロポーザルの実施上必要な場合は無断で複製する場合がある。

(９)業務提案書等提出された書類は返却しないものとする。

(１０)業務提案書等提出された書類は、本庄上里学校給食組合情報公開条例等の法令に基づき、公表する場合がある。

(１１)業務提案書等の作成に要する費用は、参加事業者の負担とする。

(１２)業務提案を辞退する場合は、提案書の提出期限までに参加辞退届(様式４号)を提出すること。

11 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

参加事業者ごとに提出された業務提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは、参加表明書の受付順とし、辞退が出た場合には、順次繰り上げる等の方法により対応する。

(１)実施予定日は令和７年１１月１０日(月)から１１月１４日(金)とし、詳細な案内は１０月３１日(金)までに通知する。

(２)実施場所はセンター会議室とする。

(３)出席人数は各事業者３名以内とする。

※運用について詳細な質問をするため、現場を把握している者が同席すること。

- (4)プレゼンテーションを 25 分以内とし、続けて審査員による質疑応答を行う。
- (5)正当な理由なく開始時間に遅れた場合は失格とする。
- (6)新たな提案等を業務提案書に加えること及びその他追加資料等の提出、説明は認めない。
- (7)必要な機材(P C等)は、参加事業者が用意すること。
※スクリーン、プロジェクターは、組合が用意する。
- (8)感染症予防のため、当日に発熱、咳、倦怠感等の症状、結膜炎、嗅覚・味覚障害がある者は出席できないこととする。なお、当日に検温を実施すること。

12 選定委員会

管理者は、審査を適正に行うため、選定委員会を設置する。

- (1)選定委員会の委員は、センター職員のうちから管理者が任命する。
- (2)前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認める場合には、センター職員以外のものに選定委員会の委員の職を委嘱することができる。
- (3)選定委員会には、委員長及び副委員長を置く。委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- (4)委員の任期は、本業務の契約締結の日までとする。

13 評価方法

(1) 評価採点は組合が設置する選定委員会の委員が行う。

(2) 評価採点方法は次のとおりとする。

① 選定委員会委員が評価項目ごとに 5 段階で評価を決め、配点に係数を乗じて評価点数を算出する。

② 各委員の評価点数を合計する。

(3) 評価項目及び配点は次のとおり定める。

評価項目	評価の視点	配点
学校給食業務全般に関する提案	・ 基本的な考え方について ・ 安全で安心な給食提供について ・ 質の高いおいしい給食の提供について ・ 安定した配缶について ・ 経費軽減・削減の実績と提案について ・ 児童・生徒の食育への協力について	30 点
調理業務体制に関する提案	・ 人員の配置について ・ 人材の確保について ・ 人材の育成及び明るい職場づくりについて ・ 組織内部の指揮系統・連絡体制・連携について ・ センターとの連携について	30 点
衛生管理に関する提案	・ 基本的な考え方について ・ 管理体制について ・ 清掃に関する考え方について ・ ドライシステム・ドライ運用の実践について	30 点
危機管理体制に関する提案	・ 調理・配缶に関するものについて ・ 配送に関するものについて ・ 安全衛生管理について ・ 災害、感染症等の対応について	30 点
研修・教育体制に関する提案	・ 調理員、配送員等の研修等について	20 点
学校給食業務実績	・ 過去 3 年間の業務実績について	20 点
見積金額	・ 上限額の範囲内で価格の低い順	30 点
プレゼンテーション及びヒアリング	・ 時間内での的確な内容説明 ・ 質疑に対する応答内容と提案書との整合性	10 点
合 計		200 点

(4) 評価段階及び係数は次のとおり定める。

段階	提案の評価	係数
A	大いに評価できる提案	1.0
B	評価できる提案	0.8
C	普通の提案	0.5
D	あまり評価できない提案	0.4
E	評価できない提案	0.0

※見積金額の係数については、上限額の範囲内で最低価格と最高価格との差額を算出し、按分により係数を再計算するものとする。なお、再計算において小数点以下の端数が生じる場合は、小数点以下第4位を四捨五入するものとし、配点は小数点以下第3位を四捨五入するものとする。

例) 参加表明者が6者おり、見積金額がそれぞれ①7億円、②7億4千万円、③8億円、④8億2千万円、⑤9億円とした場合、最低価格①7億円と最高価格⑤9億円の差額が2億円となり、①と②の差額は4千万円となる。これを2億円で按分すると0.2(40,000,000円÷200,000,000円)。②と③の差額は6千万円であることから按分すると0.3となり、同じ手順で③と④は0.1となることから、最低価格①をAとし係数を1.0、②をBとし係数を0.8(1.0-0.2)、③をCとし係数を0.5(0.8-0.3)、④をDとし係数を0.4(0.5-0.1)、⑤をEとし係数を0.0とする。

14 受託候補事業者の選定及び決定

- (1) 評価点数の合計が最も高い事業者を優先交渉権者(以下「受託候補事業者」という。)として選定する。
- (2) 最高点数を得た事業者が2者以上の場合は、見積額の安価な事業者を受託候補事業者として選定する。
- (3) 応募事業者が1者になった場合でも審査を行い、選定委員会が適切な事業者と判断した場合は、受託候補事業者として選定する。
- (4) 審査の結果、選定委員会が適切な応募事業者がいないと判断した場合には、「適切な受託候補事業者なし」として、再募集を行う場合がある。
- (5) 受託候補事業者の決定は、選定委員会から受託候補事業者の選定に関する報告を受けた管理者が行う。
- (6) 決定結果は、令和7年11月21日(金)までに全応募事業者に通知する。
- (7) 決定結果について、不服及び異議申し立ては認めない。

15 契約

受託候補事業者との契約は、随意契約の手続きにより行う。なお、受託候補事業者と契約締結の合意に至らなかった場合又は契約交渉中に受託候補事業者が失格事項に該当した場合は、当該受託候補事業者との交渉を打ち切り、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加事業者のうち、評価点数の合計が上位であった者から順に契約交渉を行う。ただし、選定委員会が適切でないと判断した参加事業者については、契約交渉を行わないこととし、再募集を行う場合がある。

16 費用負担

施設見学や書類等の作成、プレゼンテーションなど、本件提案に係る費用は参加事業者の負担とする。

17 書類提出及び問い合わせ先

〒367-0062

埼玉県本庄市小島南1丁目8番1号

本庄上里学校給食組合

本庄上里学校給食センター

電 話 0495-24-2621

FAX 0495-23-2091

メール kyuushoku@world.ocn.ne.jp